

須賀川市結婚新生活支援事業補助金 Q&A

1 申請方法について

Q1 申請の前に相談や書類確認をすることはできますか？

A1 相談・確認は受付開始前でも可能です。申請をスムーズに行っていただくために、事前にお越しいただくか、電話にてご相談いただくことをおすすめいたします。

Q2 申請はどこでできますか？

A1 市役所こども課へ申請書類を直接提出してください。事前に確認が済んでいる場合は郵送による提出が可能です。FAXでの提出はできません。また、各市民サービスセンター等での申請・相談はできませんのでご了承ください。郵送の場合は、申請期間内（令和7年3月21日まで）必着ですのでご注意ください。なお、審査は先着順となります。

Q3 申請に行く際に必要なものはありますか？

A3 提出書類一式をお持ちください。

なお、押印が必要な場合があります。詳細はQ4を参照してください。

Q4 申請書に押印は必要ですか？

A4 申請の際の押印は不要です。

注：「交付申請書(第1号様式)の8同意及び確認欄」について申請者と配偶者それぞれの氏名を自らの手書きで記入いただいていない場合※には、押印いただきます。また、申請書の文字を訂正する場合は、訂正印が必要となります。

※自らの手書きで記入いただいていない場合

- ・パソコンで入力したものをプリントしている
- ・自分以外の人に代筆してもらっている
- ・自分の名前が彫られたゴム印を押している

Q5 申請書類はどこで入手できますか？

A5 市役所こども課で配布しているほか、市のホームページ内に掲載しておりますのでご利用ください。

Q6 平日は仕事で申請に行くことが難しいため、代理の者（親等）が行っても受付してもらえますか？

A6 直接提出の場合は、申請者本人または配偶者のどちらかがお越しください。

Q7 申請額が予算上限に達した時点で受付終了になるとのことですが、今からでも間に合いますか？

A7 受付状況については、申請前にこども課へご確認ください。受付終了となった場合は、市のホームページでお知らせします。

2 要件について

Q8 婚姻届をまだ出していませんが、補助金の申請をすることはできますか？

A8 婚姻届の提出・受理後でないと申請できません。

Q9 再婚の場合も対象になりますか？

A9 対象になります。ただし、夫婦いずれかが須賀川市や他市区町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

Q10 子どもがいる場合も対象になりますか？

A10 対象になります。

Q11 所得の計算方法がわかりません

A11 給与をもらっている給与所得者の場合は、令和6年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業の場合は、売上金額から必要経費を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、市区町村が発行する所得・課税証明書を提出していただきます。

【参考】給与からみた所得の概算 ※参考程度にしてください

○給与の総支給額が 250 万円→概算の所得額 167 万円

○給与の総支給額が 500 万円→概算の所得額 356 万円

注：所得・課税証明書は、須賀川市以外で課税されている場合に提出いただきます。

Q12 夫婦ともに婚姻日（婚姻届を提出した日または受理された日）における年齢が 39 歳以下であることとありますが、年齢はどう計算しますか？

A12 年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

【例】

<対象となる場合>

誕生日：1984 年（昭和 58 年）3 月 3 日

婚姻日：2024 年（令和 5 年）3 月 1 日の方

3 月 2 日に 39 歳から 40 歳となるので、対象

<対象外となる場合>

誕生日：1984 年（昭和 59 年）1 月 2 日

婚姻日：2024 年（令和 6 年）1 月 1 日の方

1 月 1 日に 39 歳から 40 歳となるので、対象外

3 対象経費について

Q13 婚姻届提出前から同居している場合は補助の対象になりますか？

A13 婚姻後に生じた費用のみ補助の対象になります。ただし、婚姻を機に新たに住宅を賃借する場合で、契約書等で婚姻を前提に同居していることがわかる場合（続柄に婚約者等の記載）は、同居開始日から補助の対象になります。同居開始日は、原則として、住民票に記載された年月日で確認します。

Q14 結婚して住宅のリフォームを行った場合は対象になりますか？

A14 リフォームの契約名義及び支払者が、申請する夫婦のどちらかで名義ある場合は対象になります。

Q15 結婚前に妻（夫）が住んでいた住宅にもう一方が引っ越して同居した場合の費用は対象になりますか？

A15 同居後に支払った家賃であれば対象となります。同居開始日は、住民票に記載された年月日で確認します。

※同居のために業者を利用して引越した場合は、引越費用も対象となります。

Q16 新しく購入・賃借した住居に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A16 対象になります。その場合の所得の計算も、夫婦の所得の合計のみで結構です。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている必要があります。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦いずれかが支払っていれば対象となります。

Q17 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合の費用は対象になりますか？

A17 引越費用は、申請する夫婦いずれかが支払っていれば対象となります。

Q18 賃借費用について、会社から住宅手当の支給を受けている場合でも対象となりますか？

A18 会社等から住宅手当の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があり、住宅手当支給証明書の提出が必要です。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。

支給を受けていない場合も、住宅手当等の支給はゼロである旨を記載した住宅手当支給証明書の提出が必要です。

Q19 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けている場合でも対象となりますか？

A19 会社等から引越手当等の支給を受けている場合は、その分を対象経費から控除する必要があります。夫婦それぞれが支給を受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。引越手当の支給額を確認できる書類を添付してください。

Q20 経費が補助上限額を超えたらすぐに申請できますか？

A20 申請できます。上限額に達しない場合でも期限内の申請を忘れずにしてください。

Q21 令和6年4月分の家賃を令和6年3月に支払いました。令和6年4月分の家賃も補助の対象になりますか？または、令和7年4月分の家賃を令和7年3月に支払いました。令和7年4月分の家賃も補助の対象になりますか？

A21 対象になりません。

補助の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までにかかった経費のうち、支払いが済んでいるものです。

(対象となる経費の例1) ○…対象、×…対象外

【支払月が期間外のため補助対象とならない】

経費	支払月	対象か否か
令和6年4月分家賃	令和6年3月	×
令和6年5月分家賃	令和6年4月	○
令和6年6月分家賃	令和6年5月	○
令和6年7月分家賃	令和6年6月	○

(対象となる経費の例2) ○…対象、×…対象外

【経費がかかる月が期間外のため補助対象とならない】

経費	支払月	対象か否か
令和7年1月分家賃	令和6年12月	○
令和7年2月分家賃	令和7年1月	○
令和7年3月分家賃	令和7年2月	○
令和7年4月分家賃	令和7年3月	×

Q22 賃貸費用の場合、対象になるものは何ですか？

A22 家賃、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料が対象です。

※クリーニング代、駐車場代、保険料（火災保険、地震保険、家財保険など）は対象になりません。

4 申請書類について

Q23 所得証明書はどこで入手できますか？

A23 所得証明書は令和6年度の住民税が課税されている市区町村（基本的には1月1日の住所地）で取得できます。手続きに必要な書類や郵送での証明などについては、お手数ですが該当する市区町村のホームページなどでご確認いただきお問い合わせください。

※須賀川市に住所があり須賀川市で所得が確認できる場合は提出不要です。

Q24 所得証明書は写しをとったものでもよいですか？

A24 各窓口から取得した原本をそのままお持ちください。

Q25 所得・課税証明書の代わりに源泉徴収票を提出してもよいですか？

A25 所得・課税証明書の代わりに源泉徴収票を提出することはできません。必ず市区町村が発行する所得・課税証明書を取得し、提出してください。

Q26 所得・課税証明書は所得のある人の分だけでよいですか？

A26 必ず夫婦双方の分が必要です。

※未申告の場合は申告が必要です。

Q27 書き間違えた場合は訂正印が必要ですか？

A27 必要です。訂正箇所を二重線で抹消し押印してください。金額の訂正はできませんので、金額部分について書き間違えた際には、お手数ですが申請書を書き直してください。

Q28 奨学金返済額が確認できる書類とは具体的にどのようなものですか？

A28 奨学金返還証明書がいちばん適していますが、証明書の取得が難しい場合は、通帳の写しや振込明細書の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。

Q29 領収書にはどのような項目が記載されていればよいですか？

A29 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。支払の内容（例：内訳、〇月分の家賃・共益費、建物代金、引越料金等）が記載されていない場合は、請求書や明細書など添付してください。

Q30 家賃は毎月銀行口座からの振替（または銀行振込）で支払っていますが、通帳の写しを提出すればよいですか？

A30 家賃とわかる記載があれば可とします。振込先・契約書内の家賃との照合を行います。照合できない場合は領収書を発行してもらってください。

Q31 家賃は毎月クレジットカードで支払っていますが、カード利用明細書の写しを提出すればよいですか？

A31 クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められます。支払者の氏名、金額、支払いの内容または支払先の名称、カード利用日が確認できる状態のものをご提出ください。Web 明細を利用している場合は、上記の項目を満たすように利用明細画面を印刷してお持ちください。

Q32 家賃は保証会社経由で不動産会社（大家）へ支払っているため、不動産会社（大家）から領収書が発行できないと言われましたが、どうしたらよいですか？

A32 家賃の支払先である保証会社に領収書の発行を依頼してください。補助金の申請の際は、賃借契約書や領収書と併せて、保証契約金などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。なお、賃借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。

Q33 住宅手当支給証明書に勤務先の証明を受けることが難しい場合はどうすればよいですか？

A33 住宅手当支給証明書の代わりに、給与明細の写しを提出してください。その場合、申請する賃料・共益費の支払月すべての給与明細を提出してください。

Q34 昨年度からの継続で申請する場合、申請時に書類をすべてそろえなおす必要はありますか？

A34 昨年度の申請の際に要件を確認していますので、今年度申請の際は、申請書、4月以降にかかった経費のわかる書類、昨年度の交付金決定通知書を提出していただければ構いません。

5 審査・交付決定について

Q35 申請書を提出してから審査・交付決定にはどれくらいの時間がかかりますか？

A35 申請書を受理してから、2週間程度で審査を行い、交付決定通知書を郵送します。ただし、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、こども課から申請者へ電話にてご連絡させていただき、書類の訂正や追加提出をお願いすることがありますので、2週間を超える場合があります。

Q36 申請順に交付決定されますか。早く申請したほうがよいですか？

A36 原則、受理した順に審査を行って交付決定しますが、審査において不備が発見された場合や、申請内容に疑義が生じた場合は、書類の訂正や追加提出をしていただく必要があり、その間は保留状態となります。その際、次に受理した申請の審査を先に行う場合があります、必ずしも申請順、受理順に交付決定されるとは限りません。

6 補助金の振り込み・金額について

Q37 補助金の振込はいつ頃ですか？

A37 交付決定後、約 2 週間程度で指定の口座に振り込みます。振込日の指定はできません。

Q38 現金を手渡しで受け取ることはできますか？

A38 できません。
口座振込のみとなります。

Q39 補助金を夫婦の口座へ分けて入金することはできますか？

A39 できません。
振込口座は、ご夫婦どちらか 1 名の口座を指定ください。
※振込口座の持ち主を申請書に記載する申請者としてください。

問い合わせ先

〒962-8601 須賀川市八幡町 135 番地 須賀川市役所 1 階

須賀川市こども課子育て支援係 電話 0248-88-8114